		製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号） 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第６号） コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第７号）		
例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大	水素スタンドで使用可能な鋼材について、水素が鋼材に与える影響を考慮した安全な鋼材を一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）等の例示基準に例示し、使用可能鋼材を拡大する。	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第６号） コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（内規）（平成24年12月26日付け20121204商局第７号）	平成24年12月26日	経済産業省
太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化	再生可能エネルギー等の系統連系協議に係る電力会社の標準処理期間の短縮化等について、「系統情報の公表の考え方」（平成24年12月資源エネルギー庁）において整理するとともに、電力系統利用協議会ルールへ反映（平成25年２月）。 具体的には、申請件数の大半を占める発電出力50kW未満の電源については新たに１ヶ月の標準処理期間を定めた（発電出力50kW以上500kW未満の太陽光等の電源については、現行３ヶ月となっているものを２ヶ月に短縮）。	一般社団法人電力系統利用協議会「電力系統利用協議会ルール」（平成25年12月17日付け）	平成25年２月19日	経済産業省
電気事業法第17条第１項の規定による特定供給の供給先に関する規制緩和	特定供給を行う際の組合の設立については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において「当該供給者及び当該相手方の出資額により適正に組合が設立されていること」が要件として定められていたが、当該審査基準の規定を削除し、出資の有無にかかわらず許可を行うことができることとした。	電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成25年６月20日付け20130529資第４号）	平成25年６月20日	経済産業省
住宅敷地内におけるＰＣＬ（Power Line Communications）屋外通信の規制緩和と高速通信方法のガイドライン制定	広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に必要な環境整備を図るため、電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条ほか、関連条文を改正し、屋外広帯域電力線搬送通信設備に関する技術基準等を定める。	電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条等	平成25年９月	総務省
太陽光発電所に係る電気主任技術者の選任要件の緩和	自家用電気工作物に関し、電気主任技術者の外部委託を可能とする発電設備の出力範囲を、1,000kW未満から2,000kW未満（太陽電池、風力、水力、火力（燃料電池を除く。）に限る。）まで引き上げた。	電気事業法施行規則（平成７年10月18日通商産業省令第77号） 平成15年経済産業省告示第249号	平成25年６月28日施行・公表	経済産業省
小水力発電に係る従属発電に関する手続の簡素化・円滑化（登録制の導入）	河川法（以下「法」という。）第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水等のみを利用した発電（従属発電）については、許可に代えて、登録で足りることとした。 水利使用の登録及び登録の対象となる流水の占用に係る法第24条及び第26条第１項の許可については、関係行政機関の長との協議（法第35条）、関係地方公共団体の長の意見聴取（法第36条）、関係河川使用者への通知（法第38条）、国土交通大臣の認可又は同意付き協議（法第79条）の手続を不要とすることとした。標準処理期間については、地方整備局長等が行う水利使用の許可の処理については従来５ヶ月を目安とされていたところであるが、法第23条の２の登録のみの処理については１ヶ月を目安とすることとした。	河川法第23条から第23条の４まで、第35条、第36条、第38条及び第79条	平成25年12月11日施行	国土交通省
埠頭株式会社が実施する上物、荷役機械等整備資金の無利子貸付に係る特例	港湾管理者が特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金を無利子で貸し付ける場合等における貸付金に関する貸付けの条件の基準のうち、貸付けを受ける者の担保提供義務を廃止した。	港湾法施行令（昭和26年政令第４号）第６条、第10条 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成18年政令第278号）第３条	平成25年12月６日施行	国土交通省

この基本方針の変更は閣議決定の日から施行する。ただし第五の２の①のｉ）の改正規定、第五の２の②のｉ）の改正規定及び第五の３の①の改正規定は、平成26年４月１日から施行する。